

福岡市グローバル創業・雇用創出特区における雇用労働相談センターについて（平成26年度）

区域計画（抄） <平成26年9月30日認定>

雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

設置日・設置場所

- ◆ 平成26年11月29日（土）
- ◆ スタートアップカフェ内
（福岡市中央区今泉1丁目20-17）



相談対応時間

- ◆ 月曜日～金曜日、日曜日の午前11時～午後9時
（国民の祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）
- ◆ 週2日（午後1時～午後3時）は弁護士が常駐

事業運営スキーム

運営主体：株式会社ドリームインキュベータ ※委託契約（公募）

雇用労働相談センター運営委員会

- ・ 委員長：センター長（堀 紘一 氏）
- ・ 委員：代表弁護士（岡田 和樹 氏）
代表相談員（田邊 俊 氏）
スタートアップカフェ運営者
福岡市、内閣府、厚生労働省 等
- ・ 検討事項：
 - ①利用者や地域等のニーズの分析
 - ②スタートアップカフェとの連携の在り方
 - ③効果的な広報の在り方
 - ④今後の事業内容見直しに向けた分析 等



一般労働相談（相談員）

- ◆ 労働関係法令等に精通した相談員による相談対応（常時2名配置）
（実績）51件（※12月末時点）

高度専門相談（弁護士）

- ◆ 雇用指針等に精通した弁護士による高度専門的な相談対応
（実績）3件（※12月末時点）

個別訪問指導（弁護士）

- ◆ 弁護士が企業を訪問しての実態に即した労務管理について助言
（実績）0件（※12月末時点）

セミナー（弁護士等）

- ◆ 毎月1回、雇用指針等に関するセミナーを開催

※ いずれも外国語による相談にも対応

関西圏国家戦略特別区域における雇用労働相談センターについて（平成26年度）

区域計画（抄） <平成26年12月19日認定>

雇用条件の明確化等を通じ、ベンチャー企業やグローバル企業の設立等を促進するため、大阪市都心部において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、社会保険労務士・弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

設置日・設置場所

- ◆ 平成27年1月7日（水）
- ◆ グランフロント大阪ナレッジキャピタル（大阪市北区大深町3-1）

相談対応時間

- ◆ 月曜日～金曜日の午前11時～午後8時
（国民の祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）

事業運営スキーム

運営主体：大阪府社会保険労務士会 ※委託契約（公募）

雇用労働相談センター運営協議会

- ・ 会長：山田 長伸 氏（大阪大学特任教授）
- ・ 委員：大阪府社会保険労務士会会長
関西経済連合会、大阪商工会議所
日本労働組合総連合会大阪府連合会
代表弁護士、代表相談員
大阪府、大阪市
内閣府、厚生労働省 等
- ・ 検討事項：
 - ①利用者や労使団体等のニーズの分析
 - ②大阪府市の産業施策との連携の在り方
 - ③民間の創業等支援との連携の在り方
 - ④効果的な広報の在り方
 - ⑤今後の事業内容見直しに向けた分析 等



一般労働相談（相談員）

- ◆ 労働関係法令等に精通した相談員による相談対応（常時2名配置）

高度専門相談（弁護士）

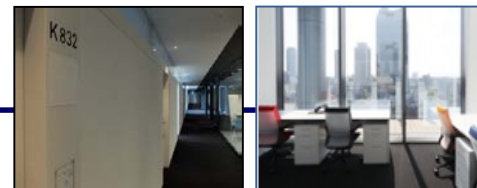
- ◆ 雇用指針等に精通した弁護士による高度専門的な相談対応

個別訪問指導（社労士）

- ◆ 弁護士が企業を訪問しての実態に即した労務管理について助言

セミナー（弁護士等）

- ◆ 毎月2回、雇用指針等に関するセミナーを開催
- ◆ 日本の雇用慣行に関する基調講演を含むセミナーを1回開催



※ いずれも外国語による相談にも対応

東京圏国家戦略特別区域における雇用労働相談センターについて（平成26年度）

区域計画（抄） <平成26年12月19日認定>

雇用条件の明確化等を通じグローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者を事業実施者として早期に選定し、グローバル企業等を対象に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

設置日・設置場所

- ◆ 平成27年1月（予定）
- ◆ 都心3区（千代田区、中央区、港区）のうち、東京駅周辺、日比谷周辺、品川駅周辺、竹芝周辺、虎ノ門周辺、六本木周辺のいずれか1箇所を設置予定

相談対応時間

- ◆ 月曜日～金曜日の午前9時～午後6時
（国民の祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）

事業運営スキーム

運営主体：未定（入札公告中～1月7日まで）

雇用労働相談センター運営推進協議会（仮称）

- ・ 委員：学識経験者、労使団体
代表弁護士、代表相談員
東京都、内閣府、厚生労働省 等
（※人選は調整中）
- ・ 検討事項：
 - ①利用者や地域の労使団体等のニーズの分析
 - ②東京都の産業施策等との連携の在り方
 - ③民間企業の創業等支援との連携の在り方
 - ④効果的な広報の在り方
 - ⑤今後の事業内容見直しに向けた分析 等

一般労働相談（相談員）

- ◆ 労働関係法令等に精通した相談員による相談対応（常時2名配置）

高度専門相談（弁護士）

- ◆ 雇用指針等に精通した弁護士による高度専門的な相談対応

個別訪問指導（弁護士又は社労士）

- ◆ 弁護士が企業を訪問しての実態に即した労務管理について助言

セミナー（弁護士等）

- ◆ 雇用指針等に関するセミナーを開催

※ いずれも外国語による相談にも対応